

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行期間に関する Q&A

1. 外出自粛について
2. 療養期間中の急変時の対応
3. 自己検査での陽性判定について
4. パルスオキシメーター等の配送について
5. 入院について
6. 宿泊療養について
7. 濃厚接触者の取扱い
8. 療養証明書
9. 帰国者・接触者外来およびドライブスルー検査、無料 PCR 検査等について
10. 新型コロナウイルス感染症に関する受診費用について
11. イベントの開催について

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後に関する Q&A

1. 外出自粛について
2. 療養期間中の急変時の対応
3. 自己検査での陽性判定について
4. パルスオキシメーターの送付について
5. 入院・宿泊療養について
6. 濃厚接触者の取扱い
7. 療養証明書
8. 帰国者・接触者外来およびドライブスルー検査、無料 PCR 検査等について
9. イベントの開催について

1. 外出自粛について

Q

令和 5 年 5 月 3 日(水)に新型コロナウイルス感染症の診断を受けました。
いつまで外出自粛が必要ですか？

A

法律に基づく外出自粛期間については発症日によって異なります。(下記の図を参照してください)
令和 5 年 5 月 8 日(月)以降は新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、季節性インフルエンザ
と同等の扱いとなり、法律に基づく外出自粛は求められません。

外出を抑えるかどうかは個人の判断に委ねられます。

ただし、発症後 5 日間は他人に感染させるリスクが高いことから、**発症後 5 日を経過し、かつ、
症状軽快から 24 時間経過するまで**の間は**外出を抑えることが推奨**されています。

また発症後 10 日間が経過するまでは、他人に感染させるリスクがあることから、**不織布マスクの
着用やハイリスク(*)者との接触は抑えることが推奨**されています。

【陽性者の法律に基づく外出自粛期間】

R5.4.29	R5.4.30	R5.5.1	R5.5.2	R5.5.3	R5.5.4	R5.5.5	R5.5.6	R5.5.7	R5.5.8	R5.5.9	R5.5.10	R5.5.11	R5.5.12
発症				陽性判明 外出自粛開始	症状軽快24時間経過 外出自粛期間終了								
(0日目)	(1日目)	(2日目)	(3日目)	(4日目)	(5日目)	(6日目)	(7日目)						
			発症	陽性判明 外出自粛開始	症状軽快24時間経過 外出自粛期間終了								
			(0日目)	(1日目)	(2日目)	(3日目)	(4日目)	(5日目)	(6日目)	(7日目)			
								発症	陽性判明 外出自粛推奨				
								(0日目)	(1日目)	(2日目)	(3日目)	(4日目)	(5日目)

通勤や通学などについては、**各職場や学校などにご相談ください。**

※ 5 月 7 日(日)まではこれまでの対応と同様です。



● 5 月 8 日以降の療養に関する考え方 ●

(1) 外出を抑えることが推奨される期間

- ・発症日を 0 日目として 5 日間は外出を抑える（無症状の場合は検体採取日を 0 日目とする）
- ・5 日目に症状が続いていた場合、熱が下がるなど症状が軽快し、24 時間が経過するまで

(2) 周りの方への配慮

- ・発症後 10 日間が経過するまではウイルスを排出している可能性があります。
不織布マスクの着用や高齢者等のハイリスク(*)者との接触は抑えるなど、周りの方へのうつさない配慮をお願いします。

(*) ハイリスク・重症化リスク

65 歳以上

以下の基礎疾患等がある方

悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD 等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30 以上）、臓器の移植、免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、喫煙歴

妊娠中（妊娠の可能性のある方を含む）

2. 療養期間中の急変時の対応

Q

令和5年5月3日(水)に新型コロナウイルス感染症の診断を受け、自宅療養を開始しました。急に体調が悪くなった際はどのようにしたらいいですか？

A

新型コロナウイルス感染症の5類移行にかかわらず、急な体調不良などがあれば、まずは診断を受けた医療機関か、かかりつけ医等の身近な医療機関等にご相談ください。
診療時間外で医療機関と連絡がつかない等、緊急性の判断に迷われる場合は下記へご相談ください。

■新型コロナ発熱患者相談窓口（奈良市居住の方除く）

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良県	0742-27-1132	0742-27-8565	平日・土日祝 24時間

■奈良市新型コロナ健康相談窓口（奈良市居住の方）

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良市保健所	0742-95-5888	0742-34-2486	平日・土日祝 24時間

■県内医療機関の一覧はこちら
（なら医療情報ネット）



■発熱外来認定医療機関（診療・検査医療機関）の一覧はこちら



■奈良県救急安心センター相談ダイヤル
（救急車を呼ぶべきか、受診したほうが良いのかなどについて電話で相談できる窓口）

電話番号	対応時間
#7119または、0744-20-0119	平日・土日祝 24時間

■奈良県子ども救急電話相談

電話番号	対応時間
#8000または、0742-20-8119	平日：18時～翌8時 土曜：13時～翌8時 日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）：8時～翌8時

ただし、症状が重く、緊急性の高い症状が見られる場合は救急車を呼んでください。

緊急性の高い症状

※はご家族がご覧になって判断した場合です。

表情・外見	・顔色が明らかに悪い※ ・唇が紫色になっている ・いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	・息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・急に息苦しくなった ・日常生活の中で少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしている ・ゼーゼーしている
意識障害等	・ぼんやりしている（反応が弱い）※ ・もうろうとしている（返事がない）※ ・脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする



3. 自己検査での陽性判定について

Q

自己検査で新型コロナウイルス感染症の陽性判定ができました。
どうすればいいですか。

A

令和5年5月7日(日)までに自己検査で陽性判定が出て、5月7日(日)までに陽性者登録フォームへ登録され、不備なく受理された方は、パルスオキシメーターの貸与や陽性者向けリーフレット送付等、新型コロナウイルス感染症に係る支援を受けることができます。

(不備があった場合は、パルスオキシメーター等の送付はできません)

【陽性者登録フォーム】

奈良県：[【こちら】](#)

奈良市：[【こちら】](#)

本フォームへの入力については令和5年5月7日(日)で終了となります。

なお、以下に該当する方が登録対象者となります。対象外の方は登録できませんので医療機関への受診をお願いします。

陽性者登録フォーム対象者

奈良県在住の方

65歳未満の方

無症状または軽症の方（本人が医療機関への受診を必要としないなど比較的症状が軽い方）

新型コロナウイルス感染症の症状が出た日（発症日）から7日が経過していない方

以下の基礎疾患等がない方

- ・悪性腫瘍
- ・慢性呼吸器疾患（COPD等）
- ・慢性腎臓病
- ・心血管疾患
- ・脳血管疾患
- ・高血圧
- ・糖尿病
- ・脂質異常症
- ・肥満（BMI30以上）
- ・臓器の移植
- ・免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下
- ・喫煙歴

・妊娠中（妊娠の可能性のある方を含む）でない方

4. パルスオキシメーター等の配送について

Q

新型コロナ陽性と診断された場合、パルスオキシメーター等の配送サービスは受けられますか。

A

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年5月8日(月)以降に診断された方への配送サービスは終了します。

5月7日(日)までは、以下が送付対象者となります。(奈良市居住の方除く)

パルスオキシメーター等送付対象者		
県内医療機関	発生届対象となる方	令和5年5月7日(日)までに診断を受け、5月7日(日)までに医療機関から保健所へ届け出もしくは情報提供があった場合
	発生届対象外の方	
県外医療機関	発生届対象となる方	令和5年5月7日(日)までに陽性者登録フォームにて陽性者登録をされ、不備なく受理された場合 (不備があった場合は送付することができません)
	発生届対象外となる方	
自己検査		

発生届対象者とは・・・

- (1) 65歳以上
- (2) 入院を要する方
- (3) 重症化リスク(*)があり、かつ、新型コロナ治療薬または酸素治療が必要な方
重症化リスク(*)があり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- (4) 妊婦

(*)ハイリスク・重症化リスク

65歳以上

以下の基礎疾患等がある方

悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、喫煙歴

妊娠中（妊娠の可能性のある方を含む）

※奈良市居住の方は [【こちら】](#) をご確認ください。

5. 入院について

Q

令和 5 年 5 月 3 日(水)に陽性となり、自宅療養をしています。
5 月 8 日(月)以降、もし急に体調が悪くなった場合、入院はできますか。

A

5 月 8 日(月)以降も病状によっては入院となります。
もし、5 月 8 日(月)以降に、急な体調不良などがあれば、まずは診断を受けた医療機関か、かかりつけ医等の身近な医療機関等にご相談ください。

ただし、症状が重く、緊急性の高い症状が見られる場合は救急車を呼んでください。

緊急性の高い症状

※はご家族がご覧になって判断した場合です。

表情・外見	・ 顔色が明らかに悪い※ ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	・ 息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・ 急に息苦しくなった ・ 日常生活の中で少し動くと息があがる ・ 胸の痛みがある ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ 肩で息をしている ・ ゼーゼーしている
意識障害等	・ ぼんやりしている（反応が弱い）※ ・ もうろうとしている（返事がない）※ ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

6. 宿泊療養について

Q

令和 5 年 5 月 3 日(水)に発症し、5 月 4 日(木)に新型コロナウイルス感染症陽性診断を受けました。
宿泊療養を希望したいのですが、どうなりますか。

A

宿泊療養先を県で調整します。
ただし、新型コロナウイルス感染症の症状等により、ご希望に添えない場合もあります。

なお新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、宿泊療養施設の運営は令和 5 年 5 月 7 日(日)をもちまして終了いたします。

それに伴い、療養終了予定日が 5 月 8 日(月)以降となる方は、5 月 7 日(日)に宿泊療養先から退所いただくことになりますのでご了承ください。

7. 濃厚接触者の取扱い

Q

令和5年5月4日(木)に家族の新型コロナウイルス陽性が判明しました。当日まで家族と接触していました。

濃厚接触者として外出を自粛する期間はいつまでですか。

A

令和5年5月7日(日)までは、陽性者と最後に接触した日から原則5日間、濃厚接触者として外出自粛が必要です。

ただし、必要な感染対策をされた上で、必要最低限の外出は可能です。

なお、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、健康観察の期間中に5月8日(月)を迎えられる場合、5月8日(月)時点で体調不良等なければ、外出自粛は不要となります。

【濃厚接触者の外出自粛期間】

R5.5.1	R5.5.2	R5.5.3	R5.5.4	R5.5.5	R5.5.6	R5.5.7	R5.5.8	R5.5.9
陽性家族と最終接触					外出自粛終了			
(0日目)	(1日目)	(2日目)	(3日目)	(4日目)	(5日目)			
			陽性家族と最終接触			外出自粛終了		
			(0日目)	(1日目)	(2日目)	(3日目)		

また、5月8日(月)以降に家族等の陽性が判明した場合、行政機関から濃厚接触者として外出自粛を求められることはありません。

ただし、以下のことにご注意ください。

- ・感染された方の発症日を0日目として、特に5日目までは体調に留意してください。
- ・7日目までは陽性者と接触された方は発症する可能性があるため、不織布マスクや手洗い、換気などの基本的な感染対策を実施し、高齢者等のハイリスク(*)者との接触は控えるなどの配慮をお願いします。

(*)ハイリスク・重症化リスク

65歳以上

以下の基礎疾患等がある方

悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、喫煙歴

妊娠中（妊娠の可能性のある方を含む）

8. 療養証明書

Q

新型コロナウイルス感染症と診断されました。保険請求を検討しているのですが、療養期間中に令和 5 年 5 月 8 日(月)を迎える場合、療養証明書はどうなりますか。

A

令和 5 年 5 月 7 日(日)までに診断を受けられた、療養証明書発行対象者については療養証明書を発行できます。

療養証明書の発行対象者は以下の通りです。

陽性判明日	療養証明書発行対象者
～令和4年9月25日(日)まで	陽性者診断を受けられた方全員
令和4年9月26日(月)～令和5年5月7日(日)まで	発生届対象者 ・ 65歳以上 ・ 入院を要する方 ・ 重症化リスク ^(*) があり、かつ、新型コロナ治療薬または酸素治療が必要な方 ・ 重症化リスク ^(*) があり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方 ・ 妊婦
令和5年5月8日(月)～	発行対象者なし

(*) ハイリスク・重症化リスク

65歳以上

以下の基礎疾患等がある方

悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、喫煙歴

妊娠中（妊娠の可能性のある方を含む）

ただし、療養期間中に令和 5 年 5 月 8 日(月)を迎えられる方についての療養証明書で証明できる期間は 5 月 7 日(日)までとなります。

保険請求に関することについては各契約保険会社へご確認ください。

なお、5 月 8 日(月)以降に新型コロナウイルス感染症陽性になられた場合は、療養証明書の発行はできません。

- ・療養証明書発行対象者であり、ご希望の方はまず [【こちら】](#) をご確認ください。

電子申請：申請フォームは [【こちら】](#)

MY HER-SYS での療養証明書発行：令和 5 年 9 月末までの予定です。操作方法是 [【こちら】](#)

9. 帰国者・接触者外来およびドライブスルー検査、無料 PCR 検査等について

Q

帰国者・接触者外来やドライブスルー検査、無料 PCR 検査は令和 5 年 5 月 8 日(月)以降もありますか。

A

帰国者・接触者外来やドライブスルー検査：これまでは、必要に応じて保健所等で調整をおこなっていましたが、令和 5 年 5 月 7 日（日）をもって終了いたします。

また、5 月 8 日(月)に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行することに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染に不安を感じる場合に、無症状の方を対象に薬局等で実施してきた無料検査についても、5 月 7 日(日)検体採取分をもって終了します。

10. 新型コロナウイルス感染症に関する受診費用について

Q

令和 5 年 5 月 6 日(土)に体調不良になりました。
5 月 8 日(月)以降に受診すると新型コロナウイルス感染症に関する受診費用はどうなりますか。

A

令和 5 年 5 月 8 日(月)以降は原則、保険診療による自己負担が発生します。(一部公費負担あり)



診察

保険診療（自己負担あり）



検査

保険診療（自己負担あり）

※感染疑いありと医師が判断した場合のみ



抗コロナウイルス薬*

令和 5 年 9 月末まで無料（公費負担）

*経口薬(ラゲブリオカプセル、パキロビッド、ゾコーバ)
点滴薬(ベクルリー)、
中和抗体薬(ロナプリーブ、ゼビュディ、エバジェルド)



コロナ抗ウイルス薬以外の処方薬

保険診療(自己負担あり)



入院治療費

保険診療(自己負担あり)

令和 5 年 9 月末まで、高額療養費の
自己負担限度額から 2 万円を減額
(2 万円未満の場合はその額)できる可能性あり。



入院中の食事療養費

保険診療(自己負担あり)

11. イベントの開催について

Q

イベントを開催する場合の制限は、ありますか？

A

令和 5 年 5 月 8 日(月)に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行することに伴い、イベントの開催制限、施設の使用制限等は廃止します。

新型コロナウイルスの特徴を踏まえた自主的な感染対策を心がけましょう。

※事業者が、感染対策上または事業上の理由でマスク着用を求める場合があります。

1. 外出自粛について

Q

新型コロナウイルス感染症と診断されました。
いつまで療養すれば良いですか。

A

令和 5 年 5 月 8 日(月)以降は新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、季節性インフルエンザと同等の扱いとなり、法律に基づく外出自粛は求められません。

外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。

ただし、発症後 5 日間は他人に感染させるリスクが高いことから、**発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快から 24 時間経過するまで**の間は**外出を控えることが推奨**されています。

また発症後 10 日間が経過するまでは、他人に感染させるリスクがあることから、**不織布マスクの着用やハイリスク者(*)との接触は控えることが推奨**されています。

通勤や通学などについては、**各職場や学校などにご相談ください**。



● 5 月 8 日以降の療養に関する考え方 ●

(1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・発症日を 0 日目として 5 日間は外出を控える（無症状の場合は検体採取日を 0 日目とする）
- ・5 日目に症状が続いていた場合、熱が下がるなど症状が軽快し、24 時間が経過するまで

(2) 周りの方への配慮

- ・発症後 10 日間が経過するまではウイルスを排出している可能性があります。
不織布マスクの着用や高齢者等のハイリスク(*)者との接触は控えるなど、周りの方へのうつさない配慮をお願いします。

(*) ハイリスク・重症化リスク

65 歳以上

以下の基礎疾患等がある方

悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD 等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30 以上）、臓器の移植、免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、喫煙歴

妊娠中（妊娠の可能性のある方を含む）

2. 療養期間中の急変時の対応

Q

新型コロナウイルス感染症の診断を受けています。
急に体調が悪くなった際はどうしたらいいですか？

A

急な体調不良などがあれば、まずは診断を受けた医療機関か、かかりつけ医等の身近な医療機関等にご相談ください。

診療時間外で医療機関と連絡がつかない等、緊急性の判断に迷われる場合は下記へご相談ください。

■新型コロナ発熱患者相談窓口（奈良市居住の方除く）

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良県	0742-27-1132	0742-27-8565	平日・土日祝 24時間

■奈良市新型コロナ健康相談窓口（奈良市居住の方）

相談窓口	電話番号	FAX番号	対応時間
奈良市保健所	0742-95-5888	0742-34-2486	平日・土日祝 24時間

■県内医療機関の一覧はこちら
（なら医療情報ネット）



■診療・検査医療機関の一覧はこちら



■奈良県救急安心センター相談ダイヤル

（救急車を呼ぶべきか、受診したほうが良いのかなどについて電話で相談できる窓口）

電話番号	対応時間
#7119または、0744-20-0119	平日・土日祝 24時間

■奈良県子ども救急電話相談

電話番号	対応時間
#8000または、0742-20-8119	平日：18時～翌8時 土曜：13時～翌8時 日曜・休日・年末年始（12/29～1/3）：8時～翌8時

ただし、症状が重く、緊急性の高い症状が見られる場合は救急車を呼んでください。

緊急性の高い症状

※はご家族がご覧になって判断した場合です。

表情・外見	・顔色が明らかに悪い※ ・唇が紫色になっている ・いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	・息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・急に息苦しくなった ・日常生活の中で少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・横になれない・座らないと息ができない ・肩で息をしている ・ゼーゼーしている
意識障害等	・ぼんやりしている（反応が弱い）※ ・もうろうとしている（返事がない）※ ・脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする



3. 自己検査での陽性判定について

Q

自己検査で新型コロナウイルス感染症の陽性判定ができました。
どうすればいいですか。

A

- ・症状が重い方、重症化リスク(*)のある方：医療機関への相談、受診をご検討ください。
- ・重症化リスク(*)なく、軽症な方：自宅等での療養をご検討ください。

(*)ハイリスク・重症化リスク

65歳以上

以下の基礎疾患等がある方

悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、喫煙歴

妊娠中（妊娠の可能性のある方を含む）

※令和5年5月7(日)をもちまして、自己検査で陽性判定が出た方の登録は終了いたしました。

4. パルスオキシメーターの送付について

Q

新型コロナウイルス感染症の陽性がわかりました。
パルスオキシメーターは送付してもらえますか。

A

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、陽性となった方へのパルスオキシメーター送付は終了いたしました。

急な体調不良などがあれば、まずは診断を受けた医療機関か、かかりつけ医等の身近な医療機関等にご相談ください。

5. 入院・宿泊療養について

Q

令和5年5月8日(月)以降、新型コロナウイルス感染症と診断された場合、入院や宿泊療養の利用はできますか。

A

病状によっては入院となります。

もし、急な体調不良などがあれば、まずは診断を受けた医療機関か、かかりつけ医等の身近な医療機関等にご相談ください。

ただし、症状が重く、緊急性の高い症状が見られる場合は救急車を呼んでください。

緊急性の高い症状

※はご家族がご覧になって判断した場合です。

表情・外見	・ 顔色が明らかに悪い※ ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい※
息苦しさ等	・ 息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・ 急に息苦しくなった ・ 日常生活の中で少し動くと息があがる ・ 胸の痛みがある ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ 肩で息をしている ・ ゼーゼーしている
意識障害等	・ ぼんやりしている（反応が弱い）※ ・ もうろうとしている（返事がない）※ ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

また、宿泊療養については令和5年5月7日(日)をもちまして終了いたしました。

6. 濃厚接触者の取扱い

Q

同居家族が新型コロナウイルス感染症陽性となりました。
家族はどうしたらよいですか。

A

行政機関から濃厚接触者の特定および外出自粛は求められません。
ただし、以下のことにご注意ください。

- ・感染された家族とは可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うなどしてください。
- ・感染された方の発症日を0日目として、特に5日目までは体調に留意してください
- ・7日目までは陽性者と接触された方は発症する可能性があるため、不織布マスクや手洗い、換気などの基本的な感染対策を実施し、高齢者等のハイリスク(*)者との接触は控えるなどの配慮をお願いします。

(*)ハイリスク・重症化リスク

65歳以上

以下の基礎疾患等がある方

悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、喫煙歴

妊娠中（妊娠の可能性のある方を含む）

7. 療養証明書

Q

新型コロナウイルス感染症と診断されました。
療養証明書はもらえますか。

A

令和5年5月8日(月)以降に陽性診断を受けられた方については、療養証明書は発行できません。
それ以前に陽性診断を受けておられ、以下に該当する場合は、療養証明書を発行することができます。

陽性判明日	療養証明書発行対象者
～令和4年9月25日(日)まで	陽性者診断を受けられた方全員
令和4年9月26日(月)～令和5年5月7日(日)まで	発生届対象者 ・65歳以上 ・入院を要する方 ・重症化リスク(*)があり、かつ、新型コロナ治療薬または酸素治療が必要な方 ・重症化リスク(*)があり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方 ・妊婦
令和5年5月8日(月)～	発行対象者なし

ただし、療養期間中に令和5年5月8日(月)を迎えられる方についての療養証明書で証明できる期間は5月7日(日)までとなります。

保険請求に関することについては各契約保険会社へご確認ください。

- ・療養証明書発行対象者であり、ご希望の方はまず [【こちら】](#) をご確認ください。

電子申請：申請フォームは [【こちら】](#)

MY HER-SYS での療養証明書発行：令和5年9月末までの予定です。操作方法是 [【こちら】](#)

8. 帰国者・接触者外来およびドライブスルー検査、無料 PCR 検査等について

Q

帰国者・接触者外来やドライブスルー検査、無料 PCR 検査は令和 5 年 5 月 8 日(月)以降もありますか。

A

帰国者・接触者外来やドライブスルー検査：これまでは、必要に応じて保健所等で調整をおこなっていましたが、令和 5 年 5 月 7 日（日）をもって終了いたします。

また、5 月 8 日(月)に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行することに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染に不安を感じる場合に、無症状の方を対象に薬局等で実施してきた無料検査についても、5 月 7 日(日)検体採取分をもって終了します。

9. イベントの開催について

Q

イベントを開催する場合の制限は、ありますか？

A

令和 5 年 5 月 8 日(月)に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行することに伴い、イベントの開催制限、施設の使用制限等は廃止します。

新型コロナウイルスの特徴を踏まえた自主的な感染対策を心がけましょう。

※事業者が、感染対策上または事業上の理由でマスク着用を求める場合があります。